

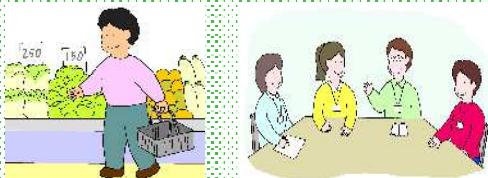
高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課

高次脳機能障害者への支援の流れとプログラムの位置づけ

就労準備支援プログラム

復職・就労



在宅生活の再開と安定

再び働くための準備



発症
受傷



医療機関における
リハビリテーション

- 意識状態の改善
- 生命維持に必要な全身状態の安定化

- 起居、座位、立位、移乗、歩行、食事、排泄などの基本的な身辺処理動作や日常生活動作の改善
- 高次脳機能障害の評価及び認知機能の改善

【安定した生活の継続及び生活範囲の拡大に向けた生活能力の向上】

- 自宅での身の回りの動作の再獲得（トイレ、着替、入浴など）
- 生活に関する動作の再獲得（買い物、家事、外出、公共交通機関の利用など）
- 生活リズムの安定
- 心身の耐久性の向上
- 再発防止に配慮した生活習慣を身につける（食事、服薬、休養、通院など）
- 生活を管理する力の再獲得（金銭管理、服薬管理、スケジュール管理など）
- コミュニケーションスキルの再獲得
- 自己の障害の特徴を知る
- 代償手段や社会資源を活用する

【職業生活の継続のために必要なこと】

- 自己の障害の特徴を理解し、必要な時は、周囲に支援を求められる
- 働く体力と耐久性がある
- 通勤が自立している
- 職場内での行為（移動、食事の準備、食事、トイレ、持ち物の運搬など）が自立している
- 疲労のコントロールができる
- 自己の障害の特徴に合わせた代償手段（メモリーノートなど）を活用して、仕事ができる
- 職場のルールに沿った行動ができる
- 個々の状態に合わせた働き方を検討する

※「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック(改訂第五版)より一部加工

身近な地域での支援(福祉・保健・就労支援機関等)

就労(福祉的就労を含む)を希望する高次脳機能障害者の方に対して、地域の支援機関(就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所など)からの依頼に基づき、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題(模擬的な職務課題)による評価、就労準備講習、グループワークなどを組み合わせて行うプログラムです。

◇ 利用の対象となる方

- 障害者手帳の有無を問わず、高次脳機能障害のある方
※医療機関から高次脳機能障害という診断を受けている必要があります。
- 年齢が15歳から65歳未満の方
- 単独で交通機関を利用して、認知面、身体面ともに安全に通所できる方
- プログラムの内容を十分に理解し、利用の意思を持つ方

◇ 利用期間と利用日数

- 利用期間は原則6か月です。(月曜日・木曜日)
- 体力や通所経路などを考慮し、利用時間や利用日数はご相談の上、決定します。

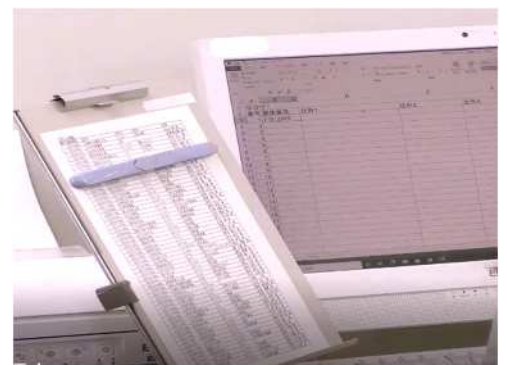
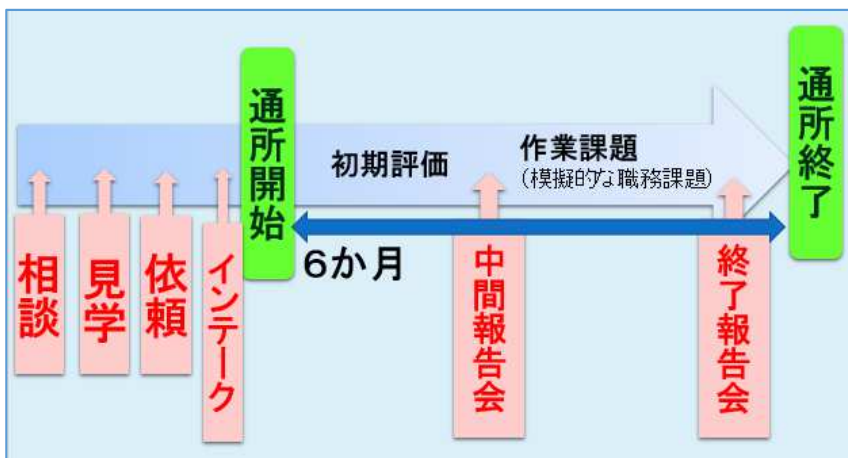
◇ 担当スタッフ

- 作業療法士、言語聴覚士、福祉職、心理職などの専門職チームが担当します。

◇ 費用

- プログラム利用にかかる費用は無料です。通所に必要な交通費、昼食代は自己負担です。工賃はありません。

◇ プログラム利用の流れ



◇ プログラムの内容

- ・電卓計算 ・データ入力 ・ピッキング ・郵便仕分け
- ・ボールペン分解、組み立て ・メモリート等の活用
- ・医師による「脳の話」 ・電話応対 ・心理評価 ・就労準備講習等

【問い合わせ先】

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 就労支援担当
〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)13階
TEL03-3235-2951 FAX03-3235-2957